

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2020年度)
様式

作成日 2021/2/2
最終更新日 2021/4/21

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年2月2日
国立大学法人名		国立大学法人徳島大学
法人の長の氏名		野地 澄晴
問い合わせ先		総務部企画・評価課企画係 TEL:088-656-7044 E-Mail:dhdkaikakusc@tokushima-u.ac.jp
URL		https://www.tokushima-u.ac.jp/about/concept/governance code/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	有	<p>【確認の方法】 令和2年度第2回経営協議会(令和2年11月30日開催)において、国立大学ガバナンス・コードの全原則への適合状況について説明を行うとともに、学内プロセス及び経営協議会への確認スケジュールを報告した。 経営協議会委員へ文書による意見照会を行うとともに、令和2年度第3回経営協議会(令和3年1月21日開催)において意見交換を行い、審議了承を得た。</p> <p>【意見】 国立大学法人徳島大学の「国立大学法人ガバナンス・コード」の適合状況について、各原則への対応状況及び規程類の整備・公表等の状況を確認し、令和3年1月21日現在において、補充原則を含む全ての原則に『適合』していると判断する。 ただし、継続的に見直し及び改善を行うことで、より適切なガバナンス体制を構築することを期待する。</p>
監事による確認	有	<p>【確認の方法】 令和2年度第2回経営協議会(令和2年11月30日開催)等において、国立大学ガバナンス・コードの全原則への適合状況について説明を行うとともに、意見照会を行った。 監事監査に係る確認結果の中間報告(令和3年1月12日)として、報告を受けるとともに、意見交換を行い、報告書にとりまとめた。</p> <p>【意見】 令和2年度監事監査計画の重点監査項目として「国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況の確認」を掲げ、報告書作成におけるプロセス及び</p>

		<p>執行部原案の適合状況の記載内容について根拠資料等を閲覧し、必要に応じて役職員等から説明を受け、確認監査を実施した。</p> <p>その結果、特に指摘すべき事項は認められず、当法人は各原則等をすべて実施していることを確認した。</p> <p>今後、より適切なガバナンス体制の運用を目指して継続的な改善を検討願いたい。</p>
その他の方法による確認		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、ガバナンス・コードの各原則(基本原則、原則、補充原則)をすべて実施している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>「適合」</p> <p>本学の理念・目標を踏まえ、第3期中期目標期間におけるビジョン・戦略及び中期目標・中期計画を策定し、公表している。</p> <p>また、策定に当たっては、役員会及び教育研究評議会委員のほか、経営協議会学外委員の意見を聴きながら社会からの要請の把握に努めるとともに、経営協議会学外委員からの提言に対する対応状況を公表している。</p> <p>第4期中期目標期間に向けては、徳島大学基本構想策定会議を設置し、第3期中期目標期間の評価結果等の結果を踏まえつつ、経営協議会学外委員をはじめとする関係者の意見を聴きながら、次期中期目標・中期計画の策定を進めている。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標・中期計画 ・第3期中期目標期間における重点的取組 ・経営協議会学外委員からの提言に対する対応状況
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>「適合」</p> <p>本学では、毎年度の業務実績報告書及び達成状況報告書等により、中期目標・中期計画の進捗状況と検証結果等を公表するとともに、その評価結果を改善に反映させている。</p> <p>また、本学の理念・目的の実現のため、恒常的かつ継続的な教育研究、運営、施設設備等の質の維持・向上を図るための点検・評価及び改善(内部質保証)に関する基本的事項を定めた「徳島大学における内部質保証方針」を策定し、学長を統括責任者とする内部質保証体制のもと、推進責任者である理事・副学長が所掌する委員会等における内部質保証の状況を毎年度確認するとともに、自己点検・評価結果について広く公表している。</p> <p>このほか、部局ごとの活動実績や成果をエビデンスベースで検証し、その結果については、各部局長からヒアリングを行い、改善策を求めるとともに、高い成果のあった部局にはインセンティブ予算の配分を行う「組織評価」を毎年度実施し、評価結果を公表している。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実績に関する報告書・評価結果、達成状況報告書 ・内部質保証方針及び内部質保証方針に基づく点検・評価結果 ・組織評価結果
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>「適合」</p> <p>本学は、経営及び教学双方の最終的な判断を行う権限と責任を有する学長が、最高意思決定機関の役員会、また、経営協議会及び教育研究評議会の議長として会議を主宰し、学長のリーダーシップのもと、教学と経営の一体的合意形成を図りながら、法人運営を行っている。</p> <p>また、学長を補佐する理事・副学長を置き、理事等を長とする各戦略室や副学長を委員長とする大学教育委員会等の教学委員会を設置し、戦略的・効果的な大学運営を行う体制としている。</p> <p>【根拠資料等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人徳島大学規則 ・徳島大学学則

<p>補充原則1-3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>「適合」 本学では、教員選考の基本方針により教員に求める能力・資質等を示すとともに、教員人事の一元管理を行う全学人事委員会において、総合的な判断により教員選考を行っている。 また、積極的な若手教員、外国人教員及び女性教員等の採用にあたっては、当該部局にインセンティブを付与する教員人事ポイント制度を導入している。 事務職員については、目指す職員像や求める能力・知識、キャリア形成等を定めた人材育成方針を策定し、総合職(ジェネラリスト)のほか、情報通信・IT系等の専門性の高い分野においては外部人材の登用を含む専門職(スペシャリスト)のキャリアマップを策定している。 このほか、女性研究者の積極的な登用や、女性管理職比率の向上など、男女共同参画の取組を推進している。 【根拠資料等】 ・国立大学法人徳島大学教員選考の基本方針 ・徳島大学全学人事委員会規則 ・事務職員の人材育成方針 ・徳島大学AWAサポートセンター規則</p>
<p>補充原則1-3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>「適合」 本学では、運営費交付金及び外部資金を含めた収入見通しを勘案した中期計画「予算、収支計画及び資金計画」を策定・公表している。 ただし、第4期に向けた運営費交付金の在り方が決定していないため、次期中期計画「予算、収支計画及び資金計画」は今後、改めて見直しが必要となる状況である。 【根拠資料等】 ・中期計画「予算、収支計画及び資金計画」</p>
<p>補充原則1-3⑥ (4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>「適合」 本学では、法定の財務諸表や事業報告書のほか、独自の財務レポートを作成し、教育研究の費用及び成果等について公表している。 【根拠資料等】 ・財務諸表 ・事業報告書 ・財務レポート</p>
<p>補充原則1-4② 法人経営を担い る人材を計画的 に育成するた めの方針</p>		<p>「適合」 本学では、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するため、副理事、研究部長等を戦略室や執行部の企画調整を担う会議(学長企画会議等)の構成員とすることで、役員意思決定をサポートしながら当該能力の養成を行うとともに、多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等している。 また、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針として「役員等候補者の育成方針」を策定・公表しており、その実現状況のフォローアップも適宜実施予定である。 【根拠資料等】 ・役員等候補者の育成方針</p>

<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>「適合」 学長は、学長を補佐する理事や副学長等を学内のみならず、行政機関や民間企業等経験者の学外からの選考を行い、学長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制として、法人経営の基本となる教育担当理事、研究担当理事、地域・産官学連携担当理事、広報・渉外担当理事、副学長(国際交流担当)、副学長(総務・財務担当)及び副学長(外部資金担当)を配置するとともに、担当理事・副学長をトップとする各戦略室(「教育」「研究」「地域連携」「国際連携」「広報」「情報」「経営」)を配置し、法人全体の機能強化を図っている。 また、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みを行うとともに各補佐人材の責任・権限等を明確にし、それらを公表している。 【根拠資料等】 ・国立大学法人徳島大学理事及び徳島大学副学長の職務分担について ・役員等候補者の育成方針</p>
<p>原則2-2-1 役員会の議事録</p>		<p>「適合」 役員会は、本学の教学、経営両面に関する重要事項の検討・討議及び国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うとともに、徳島大学ホームページにおいて議事要録を公表している。 【根拠資料等】 ・国立大学法人徳島大学役員会規則 ・役員会審議状況</p>
<p>原則2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>「適合」 本学では、「理事及び副学長の選考方針」に基づき、民間企業経験者、行政機関経験者等を理事に登用し、多様な意見を法人経営に取り入れられるよう体制を整備するとともに、その経験と知見を法人経営に活用することで、柔軟な運営を確保しており、その状況についても公表している。 【根拠資料等】 ・理事及び副学長の選考方針 ・徳島大学ホームページ(役員等)</p>
<p>補充原則3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>「適合」 本学では、経営協議会の学外委員の選考に当たって、多様な関係者から本学に期待する事項を的確に把握するため、これまで、産業界や関係自治体等から適任者を選出しており、当該選考の方針について、策定・公表している。 また、学外委員が役割を十分に果たすための議題の設定や、社会のニーズや視点を大学運営に活用するという観点でテーマを挙げ意見交換を行うなど、会議の運営方法を工夫するとともに、当該委員からの提言及びその対応状況について公表している。 【根拠資料等】 ・経営協議会学外委員の選考方針 ・経営協議会学外委員からの提言に対する対応状況</p>

<p>補充原則3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>「適合」 学長選考会議は、学長の選考に当たって、学長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。 【根拠資料等】 ・国立大学法人徳島大学学長選考規則 ・ホームページに「学長選考情報」として掲載 学長選考の基準 学長予定者の選考結果について(選考過程を含む。)</p>
<p>補充原則3-3-1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>「適合」 学長選考会議は、学長の任期を審議するに当たっては、本学のミッションを実現するために学長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、適切な期間を設定している。 また、本学における継続的な経営・運営体制の構築のため、学長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限を設け、公表している。 【根拠資料等】 ・国立大学法人徳島大学規則 ・ホームページに「学長選考会議審議状況」として掲載</p>
<p>原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>「適合」 学長選考会議は、学長の解任を文部科学大臣に申し出るための手続きについて整備し、公表している。 【根拠資料等】 ・国立大学法人徳島大学学長選考規則</p>
<p>補充原則3-3-3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>「適合」 学長選考会議は、学長の業務執行状況について、任期途中における評価を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表している。 【根拠資料等】 ・国立大学法人徳島大学学長選考規則 ・国立大学法人徳島大学学長選考会議規則 ・ホームページに「学長選考会議審議状況」として掲載 ・ホームページに「国立大学法人徳島大学学長選考規則第14条に基づく学長の業績評価結果」として掲載</p>
<p>原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>「適合」 学長選考会議(令和2年11月30日開催)で審議した結果、学長が経営、教学の双方について最終判断を行う権限及び責任を有する現体制が最も経営力を発揮できるという結論になったため、大学総括理事は配置しないこととした。</p>

<p>基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>「適合」 本学は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たし、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていく必要があるため、法定公開情報に加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動等の大学運営に関する様々な情報の公表を通じて透明性を確保している。 また、併せて、法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すために、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施し、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表している。 【根拠資料等】 ・法定公開情報 ・内部統制の運用体制 ・内部質保証方針</p>
<p>原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>「適合」 本学では、透明性の確保のため、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく、ホームページ、大学概要・広報誌、定例記者会見、同窓会の開催など、適切な方法で公表している。 【根拠資料等】 ・法定公開情報 ・広報誌、大学概要 ・定例記者会見 ・同窓会</p>
<p>補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>「適合」 本学では、透明性の確保のため、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく、ホームページ、大学概要・広報誌、記者会見、同窓会の開催など、適切な方法で公表している。 ホームページには、「学生の皆様」「卒業生の皆様」「企業の皆様」「社会人・地域の皆様」と見出しを設け、異なる関係者に配慮している。また、学生の保護者には広報誌を送付して大学生生活の状況をお知らせするほか、定例記者会見を通じ、広く地域・社会に対して大学の最新情報の発信を行っている。 【根拠資料等】 ・法定公開情報 ・広報誌、大学概要 ・定例記者会見 ・同窓会</p>

<p>補充原則4-1② 学生が享受できた 教育成果を示す情 報</p>	<p>「適合」 本学では、学位授与方針により、学生が身に付けることができる能力を示すとともに、教育目標や学位授与方針を達成するための基本的な考え方である教育課程編成・実施の方針を、公表している。 また、学生生活や学修に関する満足度等の調査結果や学生の進路状況等についても公表している。 【根拠資料等】 ・<u>ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー</u> ・<u>学生の学修に関する実態調査報告書、学生生活実態調査報告書</u> ・<u>進路状況(HP)</u></p>
<p>法人のガバナンス にかかる法令等に 基づく公表事項</p>	<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 ・ホームページ「法定公開情報」 https://www.tokushima-u.ac.jp/about/information/ ・ホームページ「内部質保証方針」 https://www.tokushima-u.ac.jp/about/concept/self_inspection/ ・ホームページ「財務情報」 https://www.tokushima-u.ac.jp/about/financial/financial/ ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 ・ホームページ「病院長選考情報」 https://www.tokushima-u.ac.jp/about/information/hospital_screening.html ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 ・ホームページ「法定公開情報(特定機能病院に係る監査委員会について)」 https://www.tokushima-u.ac.jp/about/information/#007</p>